

令和6年度 福島県立聴覚支援学校 平校 経営・運営ビジョン



学校教育目標

- 1 言語力を高め、伝え合うことができる人
- 2 自ら学び続ける人
- 3 できることに気付き、進んで取り組む人
- 4 心豊かで健やかな人

学校経営方針・今年度の目標「学力・言語力、そして生きる力を育む」

- I-1 私たちは、本県特別支援教育の基本理念である「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進するため、関係機関と連携しながら、「個別の教育支援計画」を活用した誰一人取り残さない教育・支援体制の構築に努めるとともに、幼児児童生徒一人一人が自立し社会参加するための資質向上に努めます。
- I-2 私たちは、学習指導要領や「第7次福島県総合教育計画」、「令和6年度学校教育の指導の重点」に基づき、ICT機器の活用による教育の質の向上に努めるとともに、一人一人の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動を展開するための授業改善を図り、主体的に思考する力と豊かな心の育成に努めます。
- I-3 私たちは、「校長及び教員としての資質向上に関する指標【第2版】(改訂版)」を踏まえ、特別支援教育、特に聴覚障がい教育の専門性をより一層高め、一人一人の状態等に応じて、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用し、言語力(言語活動を通して、言葉の意味を理解し主体的に思考する力)の育成や向上に努めます。
- II 私たちは、健康や安全に配慮した教育環境の整備に努め、事故やいじめを未然に防ぐとともに、不祥事の根絶や教職員の働き方改革などに取り組み、幼児児童生徒が安全で心身ともに健康で安心できる学校づくりに努めます。
- III 私たちは、医療や福祉等の関係機関と本分校の地域支援センターが連携し、地域において聴覚支援学校の専門性を生かした切れ目のない支援を行い、センター的機能の充実に努めます。

校長 西村 則昌

今年度の取り組み

●学習指導：主体的に思考する力の育成

●生活指導：自ら考えて行動する力の育成

I-1 自立と社会参加に向けた指導の充実

- 1 幼児児童に求められる資質・能力を偏りなく育むため「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業の改善を図り、学級や合同学習、行事等の指導を充実させます。(学部)
- 2 自立活動においては、自立し社会参加する資質を養うために幼児児童が学習の意味を理解し主体的に取り組む内容を取り上げた指導を充実します。(教務・学部)
- 3 交流及び共同学習において学校・園間の指導目標や指導計画について、共通理解を図り実施します。(教務・学部)
- 4 キャリア教育の充実を図るため、自立活動との関連を図り、進路に向けた本人や保護者との丁寧な教育相談を計画的に行うとともに「卒業生や聴覚障がいのある先輩方との交流」を推進します。(学部)

I-2 主体的に思考する力と豊かな心の育成

- 1 ICT機器を教材・教具として効果的に活用して、主体的に学習に取り組む力や情報活用能力を育成します。(学部・教務)
- 2 読書に親しみ書いて表現する態度や特別の教科道徳の指導を充実させ、豊かな心を育成します。(学部)
- 3 各教科等の指導等において、個別の指導計画との関連を図り体験的活動を積極的に取り入れ、言語活動の充実を図るとともに幼児児童の思考力・判断力・表現力を育成します。(学部)

学校の情報を積極的に発信しています。
こちらからホームページがご覧になれます。
<https://fukushima-sd-taira.fcs.ed.jp/>



I-3 一人一人の実態を踏まえた言語力の育成

- 1 日々の授業を通して学習の基盤となる語句などについての確かな言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めます。(学部)
- 2 教職員が聴覚障がい教育の専門性の向上を図るために、手話や聴覚の活用に関する研修を積極的に行います。(研修・地域支援セ)
- 3 外部の専門家を招聘し、教員自ら課題意識を持って、授業研究会を実施し、授業力の向上を目指します。(研修・教務)

II 安全で安心な学校づくり

- 1 毎月安全点検を実施し、幼児児童の安全と安心の確保に努めるとともに、個人情報及び情報セキュリティの管理を徹底します。(教務・保健)
- 2 食育の推進と安全で楽しい学校給食の充実を図ります。(保健)
- 3 特別活動や道徳教育において、いじめに対する指導を行い、また家庭と強く連携をとりながら、教職員が組織として予防的な対応を心がけます。(教務・生徒指導)
- 4 防災・防犯教育や放射線教育の充実を図るとともに、各感染症等の予防対策に努めます。(保健・防災)

III センター的機能の充実

- 1 地域の関係機関や保健師と連携し、0歳からの乳幼児教育相談を行います。(地域支援セ)
- 2 教育事務所や市町村教育委員会、近隣の特別支援学校と連携し、保育所や幼稚園、小・中学校等に在籍する聴覚障がいのある子どもへの支援を行います。(教務・研修・地域支援セ)
- 3 地域における聴覚障がい教育の専門機関として学習会や研修会を開催し、地域に発信します。(教務・研修・地域支援セ)